

目 次

第 1 編 本校の教育方針

本校の指導理念
本校教育の目標
信条・校訓のこころ
校章の由来
生野工業高等学校校歌
生野工業高等学校応援歌
本校の沿革概要

第 2 編 高校生の生活態度

第 1 章 自覚と責任
第 2 章 服装の心得
第 3 章 通学の心得

第 3 編 学校生活の内容

第 1 章 教科活動
第 2 章 特別活動
第 3 章 自治活動
第 4 章 諸届の手續
第 5 章 授業料等および奨学資金

第 4 編 生徒会会則等

生徒会会則
生徒会役員選挙管理規定
時鈴表
「巻末詳細資料」生徒心得

第1編 本校の教育方針

本校の指導理念

大阪府立生野工業高等学校長

本校は昭和15年に創設されたが、当時は戦争中のため教育方針も戦争遂行という国家方針に基づいて、それにふさわしい産業人の養成を目指したものであった。

戦後、新憲法により、民主主義、自由主義の平和国家として生まれ変わると共に、教育方針も、平和を愛し、民主主義を身につけ、人権を尊重し、差別を許さない、誠実さを人格の中核とする工業人の育成を目指すものとなった。これは戦争という大きい犠牲の上に、得られたものであることを忘れてはならない。

平和も、民主主義も、まず自分の身近なところから広げなければ達成できない。親子、兄弟、姉妹、友人間の、いつくしみ、いたわり、はげまし、助けあい、相互理解が第一歩である。

人と人とのふれあい、それは美しいものであり、貴重なものであるが、時には争いもある。

民主主義、人権尊重、差別を許さないことは、この時にこそ発揮されねばならない。意見を異にする人も、他人の立場を尊重し、理解し合って、争いをのり越えることにより、より良い関係へと発展させることができる。何ごとにも誠実に対処する生き方が、大切であるとする。

本校での3年間の生活は、長いものではない。しかし、この期間を、民主的な、人間性豊かな、そして将来産業界で活躍できる工業人としての基礎を身につける努力のために費やすならば、諸君の人生にとって、この上なく充実した貴重な年月となる。

この学校のしおりに書かれていることは、君たちの人格を育てるために、日常生活や勉学の上で、身につけておかねばならないきまりをまとめたものである。これらのきまりは、本校の伝統と実態に基づいて定められている。君たちは本校生徒である限り、これらのきまりを守る義務がある。

学園の平和と自由と規律のため、さらには君たち自身のため、常に念頭におくようにすること。

本校教育の目標

本校における教育の目標は、個人の完成と人格の向上、社会的公民的自覚と能力の育成、職業能力の体得にあり、本校の生徒は次のことがらを生活の信条としなければならない。

1. われわれは進んで、**真・善・美**を求めよう。
2. われわれは個性を生かし、よりよい公民となろう。
3. われわれは日本建設の原動力となろう。

本校の校訓には、**誠実**（を基幹として）**勤勉・創造・自治**の4つの言葉を掲げている。この校訓を、学校生活の行動理念として念頭におかねばならない。

信条・校訓のころ

美しいもの、それはあこがれである。誰もが美しいものには心引かれる。誰からも好まれる美しいものを理解し、常に美しくなろう。そのためには形的美しさと共に、その美しさのなかにある「心」の美しさに気づこう。

われわれは、形的美しさを求めるだけでなく、まことの美しさを求める若人なのである。

心の美しさが理解でき、それが身につけばわれわれの行為に示そう。動的な美しさ、美しい行動、それが「善」である。

「美」と「善」が身にそなわった時、初めてわれわれは本当のもの「真」を正しく理解することができるであろう。

そのような人間となるため、ともすれば、怠けがちになる自分に厳しいむちをあてよう。そして、社会を構成している一人の人間としてどのように行動したらよいかを考え、よりよい生活の道を求めよう。

これが校訓に示された「勤勉」、「創造」、「自治」であり、これを柱にわれわれは毎日の生活を大切に、自分を偽らずに生きて行こう。こうした生き方が校訓にいう「誠実」である。お互いに「誠実」に生きることを誓い合おう。



校章の由来

本校開設の頃は機械科だけの学校であったので、校章として歯車選ばれた。歯車は正確で信頼できる力強い部品である。この歯車のように正確で責任の持てる信頼されるものになって欲しいという思いが込められている。

この歯車は傘歯車的一种である。この歯車は広がっている。これはますます拡がり発展する気持ちをあらわしている。

歯数が八枚であるのは、本校が四方八方に将来発展することを象徴している。大阪市立の工業学校を表すために、最初は歯車の中に大阪市章である「みおつくし」と工という字を重ねてあった。戦後電気科ができたので、電気を象徴するものという意味でモーターの3つの極を表すものをとり入れ、さらに高等学校になったので高の字が入れられた。

創立記念日 11月5日

生野工業高等学校校歌

湯川 昇一 作詞

池尻 景順 作曲

川村甲子郎 編曲

1. 生駒の嶺の朝霧に

円日静かに昇るとき
生野の里の学び舎に
自由民主の鐘ひびく
若人われら意気高し

2. 茅渟の浦わに波騒ぎ

濁世の怒濤寄すとも
若き命の血潮もて
新生日本を打ち樹てん
若人われら憂なし

3. 久遠の理想めざしては

掬めどもつきぬ真善美
文化を刻む齒車に
工業人の誇あり
若人われら幸多し



いこまのみねーの あー さざりー に えん



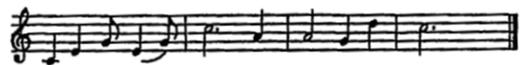
じつしずか にのー ほるとーき いく



ののさとー のま なびやに じゆ



うーみんしゆの かねーひびく わこ



うどわれーら い.きたかし

生野工業高等学校応援歌

岡田 芳一 作詞

川村甲子郎 作曲

1. われらすぐりし 精鋭よ

れきじつの意気 いまここに

生工健児の ゆくところ

栄冠のみち さえぎなし

みよ 大空をかけるごと

みよ 大空をかけるごと

(フレー生工フレー生工

フレーフレーフレー)

2. われらはたたう 同胞を

雄雄しく清く 勝ち進む

生工精神 ゆくところ

勝利の旗は 輝けり

みよ 青空にいまたかく

みよ 青空にいまたかく

われらすぐり し せい えい よ -
れきじつのい き いまこ-に -
いく こう けんじの ゆくところ -
えい かんのみ-ち さえぎなし -み
よ -おおぞら を かけるごと -
み よ おおぞら-を かけるごと -

本校の沿革概要

- 1940年3月 大阪市立第六工業学校（機械科設置、修業年限3ヶ年）として設立認可。
- 1940年4月 大阪市立都島工業学校の仮校舎において開校。
（初代校長 村部省三）
- 1941年4月 大阪市立生野工業学校と改称。
- 1942年9月 仮校舎より木造新校舎（現在地）に移転。
- 1942年11月 校旗制定。
- 1943年3月 第1回卒業式を挙げる。
- 1943年4月 4年制工業学校となり、夜間課程を設置。
- 1944年9月 学徒動員令により、本校工場、瓜生製作所、大阪空気会社、平尾製作所、大阪造兵廠で、終戦まで学業と併行して作業に従事した。
- 1946年4月 戦災により消失した難波工業学校を合併。
5年制の工業学校となる。
- 1947年4月 学制改革により併設中学校を設置。
- 1948年4月 学制改革により工業高等学校となる。通常課程と夜間課程を設置。
- 1948年11月 校歌が新しく制定された。
- 1949年3月 工業高等学校第1回卒業式および5年制工業学校、併設中学校最終の卒業式を挙げる。
- 1949年4月 普通科1学級を設置。
- 1950年4月 普通科の生徒募集を停止し、電気科2学級、おなじく夜間課程に1学級を設置。
- 1953年4月 夜間課程（定時制課程）が独立。
- 1957年4月 時計・計器科1学級を設置。
- 1958年4月 電気科が3学級に増設された。
- 1963年4月 時計・計器科が2学級に増設され、時計コース、計測器コースを設定した。

- 1984年4月 時計・計器科を電子機械科に改称。
- 1992年4月 機械科が2学級になる。
- 1994年4月 電気科が2学級になる。
- 2019年4月 電気科・電子機械科が1学級になる。
- 2022年4月 機械科が1学級になる。大阪府立学校となる。

第2編 高校生の生活態度

第1章 自覚と責任

高校時代は人生の中で最も感受性が強く、吸収力の旺盛なときであり、この時代に知性や理性をいかに高めるかが、その人の将来を決定することを自覚しなければならない。

また親が君たちのすこやかな成長を願うように、社会も君たちが次の世代を立派に背負って立つことを期待している。

こうした期待に応えるために、君たちは日常の小さな行動にも、常に責任もてる行動をとらなくてはならない。

第2章 服装の心得

(1) 制服

本校の制服は次の通りとする。

1. 男子の冬期の服装は、黒の詰襟学生服、ボタンは本校所定のものをつけ、校章を右襟に、科を表わす科章を左襟につける。詰襟学生服の下にフード付き防寒具（パーカーなど）は禁止する。
2. 女子の冬期の服装は、本校指定の制服とする。また、ブラウス・リボンおよびセーター・ベストについても本校指定のものとする。
3. 夏の制服は指定のカッターシャツおよびブラウスとする。カッターシャツの下は無地（白・黒・紺・グレー）の肌着を基本とする。

(2) 制服の着用

特に指示される場合を除き、通学には制服を着用しなければならない。

1. 6月1日と10月1日を衣がえとし、10月1日から5月末までは冬期、6月1日から9月末までは夏期の服装とする。ただし、気温などを考慮して併用期間を設ける。併用期間については生活指導課が弾力的に判断する。
2. 詰襟学生服の襟を不必要に低く（高く）したり、袖や裾を短く（長く）したりすることや、スカートの裾を極端に長く（短く）したりすることを禁ずる。また、冬の制服の下に派手なシャツを着用しないこと。

(3) 靴および靴下

靴は黒皮靴、または運動靴を用いる。派手な色・柄の靴下は用いてはいけない。サンダルでの登校は禁止する。

(4) 冬の防寒衣

オーバーコートの着用は良いが、上衣の代わりにジャンパーを使用することは認めない。オーバーの型、生地、色合いは華美なものをさけ、端正を心がける。

(5) 実習の服装

実習服は各科指定のものを着用する。実習服は汚れやすいので常に清潔を保ち、見苦しい感じを人に与えないこと。

(6) 体育の服装

体育の服装は、本校指定のものを着用する。部活動で使用するトレーニングシャツやパンツを使用してはいけない。

(7) 頭髪

頭髪は常に清潔に保つこと。毛を染めたり、パーマントをかけたりすることは禁止する。

(8) 装身具

指輪、ネックレス、ピアス、ペンダント、サングラス等の着用、化粧品、ネイルアート類の使用を禁止する。

(9) 異装の届出

病気外傷などの理由により、やむを得ず所定の服装ができない場合は、届け出て許可を受けること。

第3章 通学の心得

(1) 自転車通学

学校の指定する区域に住所のある生徒で、他の交通手段をとることが困難な者については、自転車通学が許可される。

1. 自転車で通学する者は、自転車通学許可願を提出し許可を得ること。
2. 自転車通学を許可された者は、生活指導課より交付される許可証（ステッカー）を自転車に貼りつけること。

3. 自転車の管理責任は所有者にあり、また校内においてもその管理責任は所有者にある。自転車の点検整備をおこたらず、盗難防止用錠やチェーンを用意し、完全に施錠しなければならない。
4. 自転車は、定められた場所に正しく駐輪すること。
5. 交通規則を守ること。特に雨天時の傘さし運転、イヤホンの着用や、携帯電話の使用による片手運転、2人乗りなど危険な乗り方をしてはいけない。

(2) 自動車等の登下校時の運転禁止

本校では、生徒が登下校時において自動車・自動二輪車、および原動機付自転車を運転することを禁止している。

この規則は前途ある君たちの生命を交通事故から守るという基本にたって設定したものである。

交通事故の被害者や加害者になることは、本人にとって一生ぬぐいきれない大きな精神的物質的負担であるばかりでなく、家庭の崩壊にもつながる問題であることを自覚しなければならない。

1. 自動車等の運転による通学は禁止する。
2. 家庭で真にやむを得ない事情があり、自動車等の運転を必要とする場合に限り、保護者からの申し出があればその理由を審議の上、特別に許可することがある。この場合でも、認められた使用目的外の利用は許されない。特別に許可された者は、生活指導課から交付された許可証を常に携行し、交通規則を厳守しなければならない。

(3) 交通事故

交通事故は、道路交通法で所轄警察署に届け出ることが義務づけられている。事故が発生した時は、警察署に届けると共に、その事を学級担任に届け出ること。

(4) 自転車保険への加入

自転車事故で高額な賠償を命じられている。自転車通学を希望する生徒は、**自転車保険に加入**しなければならない。

なお、平成 28 年 4 月より大阪府条例の施行で、自転車保険への加入が義務化されている。自転車通学者のみならず、自転車を利用する場合は必ず加入しなければならない。

風水害、地震等の非常変災時の扱いについて

(1) 午前 7 時の時点で、大阪府下のいずれかの地域に「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」もしくは「**特別警報**」が発令中で、午前 10 時までに解除された場合は、午前中の授業を中止し、午後の授業を実施する。また地震に係わる「**警戒宣言**」が発表されているときも同様とする。

その際の時程は以下の通りとする。

13:10 ～ 13:20 SHR

13:20 ～ 14:10 5 限目の授業

14:20 ～ 15:10 6 限目の授業

15:20 ～ 15:30 SHR

(2) 午前 10 時の時点で、引き続き大阪府下に「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」もしくは「**特別警報**」が発令中の場合は、臨時休業とする。また地震に係わる「**警戒宣言**」が発表されている時も同様とする。

(3) 非常変災により、午前 7 時の時点から午前 10 時時点の間に、次のいずれかが発生した場合は、午前中の授業を中止し、午後の授業を実施する。(時程は、(1) の通り)。

1. JR大阪環状線が外回り内回りともに運休した場合。
2. 学校所在地（大阪市生野区）において、大阪市（危機管理室）が発令する河川氾濫の警戒レベル 3、警戒レベル 4 が発令した場合。

午前 10 時の時点で上記が引き続き継続されている場合は、臨時休業とする。

風水害、地震等の非常変災時の扱いについて（午前中授業）

(1) 午前7時の時点で、大阪府下のいずれかの地域に「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」もしくは「**特別警報**」が発令中の場合は、午前中の授業を中止とする。午前10時までに解除された場合は、午後からは、登校可能とする。また地震に係わる「**警戒宣言**」が発表されているときも同様とする。

(2) 午前10時の時点で、引き続き大阪府下に「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」もしくは「**特別警報**」が発令中の場合は、臨時休業とする。また地震に係わる「**警戒宣言**」が発表されている時も、臨時休業とする。

(3) 非常変災により、午前7時の時点から午前10時時点の間に、次のいずれかが発生した場合は、午前中の授業を中止し、午後からは登校可能とする。

1. JR大阪環状線が外回り内回りともに運休した場合。
2. 学校所在地（大阪市生野区）において、大阪市（危機管理室）が発令する河川氾濫の警戒レベル3、警戒レベル4が発令された場合。

午前10時の時点で、引き続き全面運休の場合は、臨時休業とする。

第3編 学校生活の内容

第1章 教科活動

文化を創造する豊かな教養や、自主的に思考し、適切に物事を判断する力は、積極的に教科活動にとり組むことから生まれる。

(1) 単位制と単位の認定

高等学校では単位制が実施されている。単位とは学習量を測る基準であり、1単位とは1週間に1時限の学習を、1年間にわたり受けることである。

本校では、各学年とも年間30単位（LHRを含む）を履修することが必要で、単位の認定はその科目の試験に合格し、かつ出席時数が充分で、真面目な態度で努力した者に認定される。

(2) 進級と卒業の認定

各学年において、すべての科目の単位が認定された者は、進級あるいは卒業が認定される。

単位が認められない科目があれば、進級・卒業認定会議において審議し、不相当と判断された者には、進級あるいは卒業は認められない。

(3) 授業時数と学習の評価

単位の認定については、授業に出席することが必要条件で、出席時数が不足すれば単位は認定されない。

1. 各科目の欠席時数が年間授業時数1単位あたり9時間未満であるとき、その科目の履修を認定する。
2. 学習の成績は、年5回実施される定期考査の成績や、平常の学習姿勢などで観点別評価を行う。それに基づき、点数で表した評価が40点に満たないものを欠点といい、学年末評価が欠点であれば単位は認定されない。
3. 学習の評価には、平常の学習態度や成績が大きく影響する。したがって定期考査の成績がよくても、宿題や報告書、作品やノートの提出に不備がある、或いは授業中の教科への取り組み内容が芳しくなく、単位不認定となる例が多い。また、提出物は期限内に確実に提出することを忘れてはならない。提出物を期限後に提出しても、受けつけてもらえない場合がある。

(4) 定期考査

定期考査は各学期の末に行われる期末考査と、1・2学期の間に行われる中間考査がある。

1. 定期考査の日程は、1週間前に発表される。
2. 定期考査は、万一の交通停滞等を考慮し、平常の授業開始時刻より20分遅くし、9時より開始されるが、平常通り登校し、余裕をもって受験すること。(但し、3年生の学年末考査に関しては、別に校時を定める。)
3. 考査中、出題者の先生が問題説明に来られるが、印刷の不鮮明なところがあれば、質問してよい。
4. 20分以上遅刻した生徒は、その試験場に入ることができない。したがってその科目の考査は受けられないことになる。
5. 不正行為や不正と疑われるようなまぎらわしい行為(携帯電話・スマートフォン等通信機器含む)は、絶対にしてはいけない。不正行為と認められれば、その科目は、採点されず零点となる。

第2章 特別活動

(1) 主な学校行事

主な学校行事には次のようなものがあるが、年度によって変更することがある。

修学旅行

前期生徒会役員選挙

第1学期中間考査

体育祭

工場見学

第1学期期末考査

進路行事

後期生徒会役員選挙

第2学期中間考査

球技大会

文化祭

校外学習

第 2 学期期末考査

3 年学年末考査

2 年学年末考査

卒業式

(2) 生徒朝礼

規律ある態度や秩序正しい敏速な行動は、集団生活を行うからには、ぜひ身につけなければならない基本的な生活習慣である。

本校では特別活動として、週 2 回朝礼を実施している。規律ある集団行動をとるよう心がけよう。

1. 朝礼は水・金の 2 日、8 時 25 分の予鈴と共に全校生徒が運動場に集合し、生徒会役員の指揮によって行われる。
2. 朝礼を実施しないときは、8 時 30 分より 10 分間のショートホームルームを実施し、8 時 40 分より授業を行う。
3. 朝礼の服装は、登校時の服装であるが、1 時限の教科が、体育または実習である場合は、それぞれの服装に着替えて参加してもよい。
4. 朝礼時の出席点呼は、学級の会長または書記が行い、朝礼用出席簿に出欠状況を記録する。朝礼の遅刻は、その日の遅刻として扱われる。

第 3 章 自治活動

【1】ホームルーム活動

(1) ホームルーム役員

ホームルーム役員の任務は、次の通りである。

会 長 学級担任の指導のもとに、ホームルームを運営する。また、生徒議会の議員としてホームルームを代表する。

副会長 会長の補佐役であり、会長が不在の時はその役を代行する。

また会長と同じく生徒議会の議員をつとめる。

書記 ホームルームの運営の記録およびホームルームの事務処理を行う。

会計 学校行事等に関する費用の取り扱いを行う。

体育委員 ホームルームより2名が選出され、体育に関係する活動を行う。

保健委員 ホームルームより1名が選出され、保健活動を行う。

図書委員 図書館運営に協力し、ホームルームに新刊書、新規購入図書の紹介や読書案内を行う。

視聴覚委員 視聴覚室の運営に協力し、視聴覚教育活動を助ける。

(2) ホームルーム役員の選出

毎年4月下旬に前期、9月下旬に後期の役員選出を行う。

保健委員、図書委員および視聴覚委員の選出は、その職務の性格から後期役員は、前期役員が留任することも認められる。

(3) 活動の内容

ホームルーム活動は、ロングホームルーム(L.H.R)と、授業開始前または授業終了後行われるショートホームルーム(S.H.R)において、特別活動として実施される。

(4) 学級日誌

学級日誌は、法律で定められた諸帳簿に準ずる書類である。記録者はボールペンまたはインクを使用し、1日の出来ごとをまとめ、日誌の各項目について丁寧に記入した後、学級担任に提出しなければならない。

(5) 学級出席簿

学級出席簿は、重要な法定帳簿であり学校に長期にわたって保管することが義務づけられているから、その管理には充分注意しなければならない。

1. 学級出席簿は、書記が毎朝学級担任から受け取り、各授業時間の始めに教科担任に渡し、出席状況を記入してもらう。
2. 学級出席簿の記入および記録の書き換えを、生徒が行うことは厳禁する。
3. 学級出席簿は、放課後直ちに書記が学級担任に返却しなければならない。

(6) 日直の任務

日直は輪番制によってこれにあたる。日直の任務は次の通りとする。

1. 始業前、学級担任より学級日誌を受け取り、その日の出来ごとを記入し、放課後学級担任に提出し、検印を受ける。
2. 学校および学級担任より指示または伝達事項があれば、ホームルームにそれを通達する。
3. 各授業終了後、黒板に残された文字があればそれを消し、次の授業にそなえる。
4. 教室を移動するときは定教室を施錠する。
5. 体育や実習など、服を着替え、教室を移動する時は、盗難防止の為、貴重品袋に入れて学級担任もしくは、教科担当に預ける。

(7) 掃除当番

教室および特別清掃区域の清掃は、班を編成して確実に実施し、清掃完了後、教室は学級担任、特別清掃区域は関係の先生に終了報告をした後下校する。
なおゴミは4号館北側の「ゴミ置場」に、種別ごとに分けて搬入する。

【2】生徒会活動

(1) 生徒会の組織

生徒会は生徒会規則によって運営されている。生徒会執行委員会は、生徒会会長、副会長、庶務部長、財政部長および各学年代表の生徒会役員により構成され、生徒会に関するとりきめは、執行委員会と各ホームルームより選出された生徒によって構成された生徒議会においてなされる。

また、部活動に関するとりきめは、執行委員会および各部の部長によって構成される部活動会議においてなされる。

この他、生徒会には次の組織図に示される各種委員会が設けられている。

(2) 生徒会役員選挙

生徒会役員選挙は、生徒会役員選挙管理規定に基づいて行われる。

生徒会役員選挙は、前期は4月、後期は9月に行われ、ホームルームより選ばれた選挙管理委員会がこれを管理する。

(3) 生徒会の活動

生徒会は生徒に関する諸問題を、自主的にとりあげ、生徒議会やホームルーム活動あるいは部活動を通じて、生徒の意見を発表し、本校発展のためにつくすことを目的としている。

しかしながら学校の管理に関するすべての責任は学校長にあり、そのため生徒会の自主的な活動といえども、次の各項については届出を必要とする。

1. 校内の集会および校外の集会への参加は、あらかじめ集会の目的、日時、場所等について、生活指導課に届け、許可を得ること。
2. ポスター等を掲示する時は、あらかじめ生活指導課の検印を受け、指定された場所に掲示すること。
3. アンケートなどの調査や、ピラの配布は、あらかじめ生活指導課に届け、その許可を得ること。
4. 他校の生徒など外部の者を交えて部活動等の自治活動を行う時は、あらかじめ部顧問など関係の先生の承諾を得た後、生活指導課の許可を得ること。

【3】部活動

(1) 部の種類

部は生徒会に設けられた委員会のうち、希望者によって組織される各種委員会と、文化部、運動部および同好会の四つに大別される。

各種委員会

新聞委員会、放送委員会

文化部

写真部、鉄道・模型部、情報処理部、機械工作部、電気工作部

ESS 部、軽音楽部、漫画研究部 ものづくり自作ゲーム部

運動部

硬式野球部、サッカー部、バレーボール部、剣道部、柔道部、

バスケットボール部、テニス部、水泳部、ソフトテニス部、陸上競技部

同好会

理科同好会

これらは年度によって多少の変動がある。

(2) 部の予算と部費

部活動の予算は、部活動会議によって決定され、生徒会費より支出される。

(3) 部への参加と脱退

部活動はあくまでも個人の意志と選択によるものであるから、入部を希望する者へは門戸を閉ざさず、退部を希望する者に活動の継続を強制してはならない。しかし入部した以上は、最後まで初志を貫徹することが大切であることはいうまでもない。

入部あるいは退部の手続は、入・退部届に必要な事項を記入し、顧問の承諾を得た後、各種委員会および文化部長、運動部長の許可を得ること。また入部退部の事実は本人が学級担任に届けること。

(4) 部活動の時間

1. 平常の部活動は、原則として放課後を活動時間とする。
2. 17時を超えて活動する場合は、顧問の付き添いが条件である。
3. 休日または学校休業日に対外試合等に参加する場合は、部活動等許可願に所定事項記入の上、文化部長または運動部長の許可を得ること。この手続きは活動の3日前までに済ませることを原則とする。
4. 定期試験の1週間前から試験が終了するまでの間、部活動は原則としてできない。

(5) 部活動の場所

1. 運動場や体育館、および格技場を使用する部は、あらかじめ使用する部、相互で場所や日時を打ち合わせ、その計画を運動部長に届けること。
2. 視聴覚室や特別教室、または普通教室等を使用する部は、あらかじめその責任者の先生またはその教室の学級担任の承諾を得た後、文化部長に届けること。
3. 部活動の合宿は、創建館を利用することを原則とする。合宿を希望する部は、1か月前に合宿計画書を文化部長または運動部長に提出し許可を得ること。

(6) 部室の利用

部活動には部室が指定され、文化・運動各部長の監督の下に使用が許可されている。

1. 部室に設置されている用具保管用のロッカーや、更衣のためのロッカーに、教科書等の私物を保管してはいけない。
2. 部室の設備、備品は大切に取り扱い、室内は常に整理整頓し係を定めて清掃を行うこと。
3. 部室の管理が悪い時、休部を命ぜられることがある。

(7) 部予算の執行

1. 部予算は、部員間でよく相談し、顧問の承諾を得て、計画的に使用すること。ただし、部予算で備品を購入することは認められない。
2. 予算の執行は、顧問の指示を受けて行うこと。
3. 購入した品物については、文化部長または運動部長が、購入事実の確認・検査を行うことがある。

第4章 諸届の手續

われわれの社会では、出産、婚姻、死亡、転居、納税などの届け出が、法律によって定められているように、学校生活においても各種の届け出が必要である。

届け出を確実にすることが、君たちに課せられた義務であることを認識しなくてはならない。

次に説明する届け出は、生活指導課・教務進路課・保健室等の用紙を用いて所定の手続きをすること。

(1) 保健室の用紙
出席停止の届け出
医師により学校保健安全法施行規則に定められた感染症と診断された場合、学校保健安全法に基づき出席停止となる。 1. 欠席とならないので学校へ連絡すること。 2. 必ず医師より感染の恐れがないと診断されてから登校すること。 3. 登校後、保健室より書類を受け取ること。 インフルエンザ及び新型コロナウイルスについては必要書類を用意すること。 4. 受診した医療機関に必要事項を記入、捺印してもらうこと。 5. 担任へ書類を提出すること。

(2) 教務進路課の用紙
忌引の連絡と届け出
1. 家族に不幸があった時は、直ちに電話等を利用して学級担任に連絡すること。 2. 忌引の届け出は、教務進路課からの所定の用紙を使用すること。ただし、服喪期間であっても届け出の上、登校することはさしつかえない。 3. 忌引の日数は次の通りである。 父母—7日 祖父母、兄弟姉妹—3日 伯叔父母、曾祖父母—2日

(3) 生活指導課の用紙

外出の届け出

就職試験、対外試合などの公用による早退はもちろん、家事の都合などで早退欠課あるいは外出をする時は、外出許可願に所定の事項を記入し、学級担任の承諾を得た後、各教科担当の了承印をもらい生活指導課の許可を得ること。

この用紙の下半分は外出許可証となっているので外出時に携行し、外出をとがめられたらこの外出許可証を見せること。

校内で発病し養護教諭が帰宅を指示した時は、外出届の承認印は、学級担任と養護教諭の印だけで生活指導課の許可が得られる。

旅行の届け出

宿泊を伴う旅行を行う時は、旅行願を提出すること。

旅行願は学級担任の確認の後、生活指導課へ提出する。

なお、この用紙の内の1枚が学生割引証発行願になっているので、事務室で学生割引証の交付を求めることができる。

アルバイトの届出

アルバイトをする時は、アルバイト届を提出し、学級担任の承諾と生活指導課の許可を得ること。

自転車通学の届け出

自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出し、学級担任の承諾と生活指導課の許可を得ること。また、自転車保険に加入すること。

許可を得た者は、その用紙を生活指導課に提出し、許可証（ステッカー）を自転車に貼りつけること。

部活動の届け出
<ol style="list-style-type: none"> 1. 入部を希望する者は、あらかじめ保護者の了承を得た上、入部届を提出し、顧問と文化部長または運動部長の承認を得ること。入部また退部の事実は学級担任に報告すること。 2. 対外試合を行う時は、練習許可願を提出し、顧問の承諾と、文化部長または運動部長の許可を得ること。 3. 休日または学校休業日の部活動は3日前までに部活動等許可願を提出し、顧問の承諾と、文化部長または運動部長の許可を得ること。
異装の届け出
<p>本校の定めた服装が着用できない時は、生活指導課の許可を得て、許可証の交付を受け、異装期間中常時携帯すること。</p>
その他
<ol style="list-style-type: none"> 1. 退学、転学、休学、復学、死亡の届け出は保護者から直接に届け出がなされなければならない。 2. 在学証明書は、交付願に所定事項を記入すれば事務室で発行する。 3. 住所変更届および氏名変更届は、所定事項を記入し、住民票等を添えて学級担任に届ける。

第5章 授業料等および奨学資金

(1) 授業料・学校徴収金等について

1. 授業料は月額 9,900 円×12 月（118,800 円）を 4 期に分けて納付する。
また、正当な理由なく滞納すると、出席停止、更に二月を経過してもなお納付しないときは退学となる場合もある。
ただし、高等学校等就学支援金制度に申請し、受給認定されれば全額免除となる。
2. 学校徴収金等について
学校徴収金等は、実習教材の購入や修学旅行等に係る費用、その他学校教育活動のための経費であり、すべての生徒が納付しなければならない。

ただし、低所得世帯で一定の基準を満たす保護者等には、所定の申請をすることにより、奨学のための給付金が支給される。7月に手続きを行うと12月頃に支給されるが、学校徴収金等に未納のある場合は、その一部へ充当する。

(2) 奨学資金の貸与と給付

1. 大阪府育英会の奨学金は、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な高等学校等に在学する学生・生徒に対し、奨学金を貸付ける制度で、出願資格は大阪府内に居住する保護者の生徒であるという条件がある。
2. 各市町村が定める奨学金や、出願の資格に特定の条件を有する（児童養護施設入所者・里親に委託されている者・交通遺児等）奨学金がある。
原則として、募集要項の取り寄せと出願は各個人が行うものとするが、本校に届いた募集要項は生活指導課前に掲示している。
3. 大学・短大・専門学校等へ進学を希望する者は、日本学生支援機構の奨学金がある。

第4編 生徒会会則等

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、大阪府立生野工業高等学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、学校、保護者および関係機関と互いに協力し、本校発展のため尽すことを目的とする。

第3条 本会は、生徒の学校生活に関する問題について積極的に取り組み、学校行事、ホームルーム活動および部活動などを通じて生徒の意見を調査、収集、または提案し決定する。

第3章 会員

第4条 大阪府立生野工業高等学校生徒をもって正会員とし、学校長および教員を名誉会員とする。

第5条 正会員は、本会の目的の達成にすべての努力を傾注しなければならない。

第4章 選挙権および被選挙権

第6条 正会員は選挙権と被選挙権を有する。

第7条 名誉会員は、選挙権と被選挙権を有しない。ただし、選挙の公正と円滑のため指導と助言を行うことができる。

第5章 議会

第8条 議会は、正会員の最高機関である。

第9条 議会は、各学級より選出された会長、副会長の各学級2名の議員で構成する。

第10条 議員は、ホームルーム役員選挙の規程にしたがい学級毎に選出される。議員の選挙は年2回（4月・9月）とする。

第11条 議員は、議会において発言し、議決する権利をもつ。これらの権利の行使は学級に対して責任をもつ。

第12条 議長および書記は、議員から選出される。選出には出席議員の過半数の賛成を必要とする。

- 第 13 条 議会は、定例に開催し、臨時に必要な場合は、執行委員の発議により、生徒会長が臨時議会を招集することができる。
- 第 14 条 議員が不在、または職務遂行が困難な場合は、学級担任の許可を得て、議員の代理を出席させることができる。
- 第 15 条 前条の代理は、議会において議員と同じ資格を有し、議決に参加することができる。
- 第 16 条 議会は、総議員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。議会開催中、出席議員（代理を含む）が総議員数の 2 分の 1 以下になれば、議決をすることができない。ただし議長が緊急を要すると認めた場合は、議決をすることができる。
- 第 17 条 前条の緊急議決は、次回の議会において承認を得ることを原則とする。
- 第 18 条 議会に、執行委員が出席し発言することができ、議会はその出席、発言を求めることができる。
- 第 19 条 生徒会顧問および名誉会員は、議会に出席し、指導と助言することができる。
- 第 20 条 傍聴者は議長の指示に従い、静粛にしなければならない。
議長は指示に従わない傍聴者に退室を命ずることができる。
- 第 21 条 議長は適宜、参考人を指名することができる。参考人は参考意見を述べる
ことができるが、動議の提案および議決に参加することはできない。
- 第 22 条 議会における委任状は一切認めない。
- 第 23 条 議会は、議長の指示に従わない議員の処分を決定することができる。
- 第 24 条 議事は、特別の定めある場合を除いて、出席議員の過半数で決し、
賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 6 章 役員

- 第 25 条 生徒会役員は、会長 1 名、副会長 1 名、庶務部長 1 名、財政部長 1 名
および学年代表（各学年 1 名）の 7 名とする。
- 第 26 条 役員を選出は、生徒会役員選挙管理規定によって行う。
- 第 27 条 役員の任期は 6 ヶ月とし、再選を妨げない。辞任および職務執行の不能
により欠員が生じ、または更迭の必要ある場合は、生徒会役員選挙管理

規定により補欠選挙を行う。

補欠役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第 28 条 会長が辞任し、あるいはその職務を遂行することが不能になった場合は、次の会長が選出されるまでの間、副会長が会長の職務を代行する。

第 7 章 生徒会各種委員会

第 29 条 執行委員会は、生徒会役員によって構成する。

第 30 条 生徒会には、次の委員会を設け、各委員会には委員長を置くことができる。

(1) 執行委員会が議会にはかり組織する委員会

・文化祭実行委員会・体育祭実行委員会

(2) 各学級の役員で組織する委員会

・保健委員会　・図書委員会　・視聴覚委員会

(3) 会員の希望により組織される委員会

ただし結成には、議会の承認を得なければならない。

・新聞委員会　・放送委員会

第 8 章 ホームルーム役員

第 31 条 ホームルーム役員は、会長、副会長、書記、会計、保健委員（1 名）、体育委員（2 名）、図書委員および視聴覚委員の 10 名で構成する。

第 32 条 ホームルーム役員は、ホームルームを統率し、意見をまとめ議案に提案し、または発表する。

1. ホームルーム役員は議会における議事、議決事項等をホームルームで報告し、周知させる。

第 9 章 部活動

第 33 条 正会員は、部活動を発案し、または部員として参加することができる。

第 34 条 正会員は、同時に 2 つの部に属することができる。

第 35 条 正会員の発案による部の新設は、同好会として発足する。

執行委員会はその活動状況を 1 年以上監察し、議会の承認を得て部に昇格させることができる。

第 36 条 部員は 1 名以上であることを原則とする。

1. 部には名誉会員 1 名以上の顧問を置かなければならない。
2. 部の活動内容は生徒として品位のあるものでなければならない。

第 37 条 前条の各 1 に欠ける時、部は直ちに休部となる。

1 年以上要件を満たさない時、廃部処置がとられることがある。

第 38 条 各部にはつぎの役員を置く。

- (1) 部長 (2) 副部長 (3) 書記 (4) 会計

第 39 条 各部の役員は、執行委員会の求めに応じて活動状況、会計報告を執行委員長に提出しなければならない。

第 40 条 名誉会員の部顧問就任は、職員会議の承認を必要とする。

第 10 章 部活動会議

第 41 条 執行委員長は、部活動会議を開くため、各部責任者を招集することができる。会議における議長は執行委員長が指名し、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。会議の成立には、3 分の 2 以上の部の責任者の出席を必要とする。

第 42 条 部責任者は、部活動会議に出席、発言および議決に参加することができる。ただし、執行委員長は議決に参加できない。

第 11 章 財政

第 43 条 生徒会費の変更は、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の賛成によって決議することができる。決議案は職員会議に提出され、審議に付される。

第 44 条 財政事務のすべては、財政部長、部会計およびホームルーム会計が取り扱う。

第 45 条 生徒会活動費の支出には、財政部長の承認を必要とする。

第 46 条 部予算は、部活動会議で審議し、文化部長または運動部長の承認を得て決定する。

第 47 条 部活動費の請求には、所定の用紙によることを必要とする。

第 12 章 辞任・解任・罷免

第 48 条 執行委員の辞任は、執行委員会および議会で出席議員の過半数以上による承認を得て、学校長が許可する。

第 49 条 執行委員は、議会で総議員の 3 分の 2 以上で不信任が決議され、または信任を否決された場合、学校長が罷免する。

第 50 条 議員は議会で総議員の 3 分の 2 以上の議決で罷免される。

第 51 条 執行委員会の総辞職については、不信任案が議会に提出され、総議員の 4 分の 3 以上の多数で可決され、学校長が承認した場合決定する。

1. 執行委員会の総辞職があった場合、選挙規定により再選挙を行う。

第 13 章 改正

第 52 条 会則の改正案は、書面で議会に提出されることを必要とする。

第 53 条 会則の改正には、議会で総議員の 4 分の 3 以上の多数で可決があり、かつ学校長の承諾があることを必要とする。

生徒会役員選挙管理規定

第1章 総則

第1条 本規定は、生徒会会則に定められた生徒会役員の選挙に適用する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会は、各学級より1名ずつで構成する。

1. 選挙管理委員は、ホームルーム役員、その他の役員を兼任することはできない。
2. 選挙管理委員長は管理委員の互選による。

第3条 選挙管理委員は、選挙のたびごとに選任され、生徒会役員の任命のとき解任される。

第3章 選挙権および被選挙権

第4条 生徒会会則の規定にかかわらず、選挙管理委員は選挙権および被選挙権を有しない。

第5条 生徒会会則の規定にかかわらず、立候補受付開始前2週間内に謹慎、停学およびこれに準ずる処分を受けている者は被選挙権を有しない。

第4章 公示および選挙日程

第6条 選挙管理委員会は、選挙に関する日程を議会に報告し、公示する。

第7条 立候補受付開始日および投票日は、生徒会顧問、執行委員会と協議して選挙管理委員会が定める。

第8条 立候補受付期間は1週間とする。

第5章 選挙運動

第9条 ポスターは3枚以内としその掲示には、選挙管理委員会の承認を必要とする。

1. ポスター掲示場所は、選挙管理委員会の指示するところとする。

第10条 選挙運動は、個人演説会と立会演説会とし、ピラの配布は禁止する。

- (1) 個人演説会は、立候補届出日より投票日前日までとし、事前に選挙管理委員会の承認を必要とする。
- (2) 立会演説会は、投票日の全校集会において選挙管理委員会が運営する。

第6章 投票

第11条 投票は無記名による○、×記入方式とする。(信任を○印、不信任を×印で記入する)

第12条 投票は選挙人の直接投票による。不在投票、委任投票は認めない。

第13条 投票場所は、各ホームルーム定教室とし、各学級の選挙管理委員会が管理する。

第7章 開票

第14条 開票は即日開票とする。

第15条 開票には、選挙管理委員総数の3分の2以上の立会を必要とする。

第16条 選挙管理委員以外の生徒は、開票に立ち会うことができない。

第17条 開票場は選挙管理委員会が選定し、設営する。

第8章 当選人

第18条 次の者を当選人とする。

- (1) 立候補者が1名の場合、有効票の過半数以上の信任を得た者。
- (2) 立候補者が2名の場合、信任票数の比較多数を得た者、
ただしその者の信任票数が不信任票数を超えている場合に限る。
- (3) 立候補者が3名以上の場合、次の式を満足する信任票を得た者の、
最上位の者。

$$\text{信任票} > \frac{\text{不信任票}}{\text{立候補} - 1}$$

第19条 有効投票総数が総投票数の3分の2に満たない場合、その選挙は無効とし再選挙を行う。

第20条 得票数が同じで、第18条による当選人を決定できない場合、再選挙を行う。

第21条 第18条による当選人であっても、本規定に違反した者については、当選を無効とし再選挙を行う。

1. 前項の場合、次点者の繰り上げによる当選は認めない。

第9章 無効票

第22条 次の場合は、無効票とする。

- (1) 選挙管理委員会の規定する投票用紙によらない投票。
- (2) 選挙管理委員会が、候補者の信任または不信任につき
判別できない時。

第10章 実施および改正

第23条 本規定は生徒議会承認後昭和47年度後期生徒会役員選挙により
適用される。

第24条 本規定の改正は、生徒議会の承認を得なければならない。

時鈴表

	平常授業	短縮授業
予 鈴	8:25	8:25
朝礼または SHR	8:30～8:40	8:30～8:40
第 1 時限	8:40～9:30	8:40～9:20
第 2 時限	9:40～10:30	9:30～10:10
第 3 時限	10:40～11:30	10:20～11:00
第 4 時限	11:40～12:30	11:10～11:50
昼休み	(45)	(45)
予 鈴	1:15	12:35
第 5 時限	1:20～2:10	12:40～1:20
第 6 時限	2:20～3:10	1:30～2:10
SHR	3:20～3:30	2:20～2:30

	大掃除①
予 鈴	8:25
朝礼または SHR	8:30～8:40
第 1 時限	8:40～9:30
第 2 時限	9:40～10:30
第 3 時限	10:40～11:30
第 4 時限	11:40～12:30
昼休み	(45)
予鈴	1:15
第 5 時限	1:20～2:10
第 6 時限	2:20～3:10
大掃除	3:20～3:50
SHR	3:50～4:00

	大掃除②
予 鈴	8:25
朝礼または SHR	8:30～8:40
大掃除	8:40～9:10
第 1 時限	9:20～10:00
第 2 時限	10:10～10:50
第 3 時限	11:00～11:40
第 4 時限	11:50～12:30
昼休み	(45)
予鈴	1:15
第 5 時限	1:20～2:00
第 6 時限	2:10～2:50
SHR	3:00～3:10

	考查時
予 鈴	8:25
HR	8:30～9:00
第 1 時限	9:00～9:50
第 2 時限	10:10～11:00
第 3 時限	11:10～12:00

[注]この表以外に臨時の時鈴表になることがある。

大阪府立生野工業高校生徒心得

1. 登下校について

(1) 登校時間

8:25 までには教室で着席し授業の準備をする。

8:30 以降は遅刻指導の対象となる。

※8:30 に教室にいないければ H.R.教室遅刻（出席簿上での遅刻）となる。

- ① 8:30～8:40…正門遅刻 正門当番の先生から正門遅刻カードを受け取り、教室でクラス・名前と登校時間を記入し、担任へ正門遅刻カードを渡す。
- ② 8:40 以降 …大幅遅刻 正門で生徒用のインターホンを押し、生活指導課にて大幅遅刻カードを記入し、遅刻一覧表にも日付、クラス、名前、登校時間等を記入する。大幅遅刻カードの半券を授業へ持参し、教科担当のチェックを受け、時間等を記入してもらったものを担任へ渡す。

(2) 欠席・遅刻の連絡

欠席・遅刻の連絡は 8:20 までに担任に連絡する。

- ① 欠席・遅刻連絡のない場合は保護者に連絡をとる。
- ② 正当な理由なく遅刻が続く場合は、特別指導の対象となることがある。

(3) 遅刻指導

時間厳守の態度を養うために遅刻指導をおこなう。

- ① 正門遅刻、大幅遅刻あわせて月に 3 回の遅刻で早朝登校指導となる。
※通院で担任に事前連絡があり、通院の証明として日付の入った領収書等を生活指導課で提示すれば遅刻指導の為のカウントからは除外する。
(ただし、出席簿上の遅刻となる)
- ② 早朝登校指導は、8:10 までに生活指導課職員室に入り、ホワイトボードに登校時間を記入する。3 日間連続でおこない、連続できなかつた場合はできるまで早朝登校は終わらない。

(4) 自転車通学

自転車通学禁止区域は別紙で定めている。

- ① 本校の自転車通学は許可制となっている。
- ② 自転車通学禁止区域を設定しており、それ以外の地域からの通学に関しては、許可願による申請と、ステッカーの貼付により認められる。
- ③ 自転車での通学許可を受けているもので、自転車の盗難、故障等でステッカーを貼った自転車に乗って来られない場合は、登校時に生活指導課にて仮駐輪許可の手続きをおこない、自転車は仮駐輪場へ置くことで、代車での通学を許可する。ただし、正当な理由がなく仮駐輪を3日以上おこなった場合は、早朝に駐輪の整理に参加すること。
- ④ 自転車保険への加入は平成28年度より大阪府が条例で定めていることから、必ず加入すること。道路での通行は左側通行を守り、学校が定めた自転車通行禁止区域へは侵入せず、道路交通法違反となるような、イヤホンの着用や、携帯電話の使用による片手運転、傘さし運転は禁止する。雨天時はレインコートを着用すること。違反した場合は指導対象とする。

(5) 外出、早退

登校後は許可なく学校の外へ出ることはできない。

- ① やむなく外出をする場合は、生活指導課にて外出許可願をもらい、担任の許可印をもらい、その後教科担当教員の許可印をもらったものを生活指導課に提示すれば外出を認める。外出時は外出許可証明書を携行し、帰校時に生活指導課へ返却。短時間の外出は別途対応とする。
- ② 早退を希望する場合は、まず担任へ早退したい旨を伝え、体調不良の場合は保健室等の許可を受け、生活指導課にて外出許可願をもらう。担任の許可印をもらった後、教科担当の許可印をもらい、生活指導課にて許可を受け、外出証明書を受け取り早退する。帰宅後すぐ担任へ連絡を入れること。

(6) 下校時刻

下校時刻について以下のように定める。

- ① 部活動、教科の補講等で教員の付き添いが無い場合の下校時刻は17:00とする。
- ② 17:00以降であったとしても教員の付き添いがあれば活動できる。

2. 服装・頭髪について

(1) 制服

男子は黒の詰襟学生服、女子は本校指定の制服を着用すること。

- ① 男子は校章を右襟に、科章を左襟につける。
女子はブレザーの左胸に科章をつける。
- ② 夏の制服は、左胸に刺繍の入った本校指定のカッターシャツおよびブラウスとする。
- ③ カッターシャツとブラウスの下に着用する肌着は無地（こぶし大までのワンポイントは可）で、白・黒・紺・グレーのみ可とする。
- ④ 制服の変形は認めない、変形学生服を着用してきた場合は指導対象とし、買い替えとなる。
- ⑤ 冬の制服の下に着用するものとして、フード付きの服やパーカー、詰襟よりも外へはみ出すジャージ等を着用することは禁止する。
- ⑥ 衣替えを、併用期間を経て6月と10月におこなう。
- ⑦ 靴は、黒革靴、または華美ではない運動靴とし、サンダルやクロックス等は禁止とする。
- ⑧ 防寒具として華美ではないオーバーコート、マフラー、ネックウォーマー、帽子の登下校時の着用は認めるが、登校時校門に入る前にはずし、下校時は校門を出てから着用すること。
- ⑨ 男子の学生服は、襟に白線の入っていない制服の場合は必ず襟にカラーを着用すること。
- ⑩ 女子のスカートの長さはひざが隠れる程度で、スラックスも含め短すぎる、長すぎる場合は指導対象となる。
- ⑪ 防寒の為にカッターシャツやブラウスの上にセーター・ベストの着用を本校指定のものに限り認める。

(2) 頭髪等

将来就職を目的とする生徒の育成のため、厳しく指導する。

- ① 染髪、パーマ、極端な段差など就職をするにあたって奇抜と判断される髪型は禁止する。
- ② 装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）及び流行や形姿を追求した帽子（キャップ等）の着用は禁止。
- ③ 頭髪を整えるためのワックス、スプレー等の使用を禁止する。
- ④ 髪の毛及びまつ毛のエクステンション、化粧、ネイルアート類カラーコンタクト、サークルレンズなどは禁止する。

3. 授業時等について

(1) 授業開始、終了時の約束事

授業の迷惑行為、授業妨害、暴言は特別指導の対象となる。

- ① 授業開始、終了時の挨拶の際は、必ず全てのボタンを閉め、正しい服装でおこなう。
- ② 授業開始後、暑ければ、学生服を脱ぐことの許可を受ける。その際、学生服の下に男子はカッターシャツの着用があり、華美ではない肌着を着用していれば制服を脱ぐことを教科担当者は認める。
また、本校指定のセーター・ベストの着用は認める。
- ③ 授業中、携帯電話の使用が見つかれば、携帯電話は教科担当者が預かり放課後に教科担当もしくは担任から返却される。複数回の指導を受けた場合は、特別指導となる場合がある。

4. 携帯電話の取り扱いについて

規則を守らない場合は、預かり指導等の指導となることがある。

(1) 携帯電話の持ち込みは可

- ① 校内における携帯電話の使用は、休憩時間中及び放課後の教室内、食堂においては、他人に迷惑のかからない範囲においての使用のみ許可する。（通話、写真機能、音を出しての音楽鑑賞等は不可）
- ② 携帯電話の紛失や故障について学校は一切の責任は取れないことを確認する。

5. 校内におけるマナーについて

校外での喫煙行為（加熱式タバコ等を含む）は特別指導となる。

(1) 校内美化の維持

飲食は食堂及び教室のみで可とする。食べ飲み歩きは禁止。

(2) W5S 活動の推進

ゴミの分別を必ずおこない、教室内、実習で使用する教室等の整理整頓をおこなう。W5S 活動とは整理、整頓、清潔、掃除、躰と Smile（笑顔）、Sincerity（誠実）、Speed（迅速）、Study（学習）、Sense（感覚）である。

(3) 挨拶の励行

教職員はもとより、来校者と出会った際は必ず挨拶をする。

(4) 自己管理の徹底

学校へは高額な金銭や、音楽機器やスマートウォッチ等の不必要な物は持ち込まない。